

場合は、当店は、運送上の特段の注意を払わなかったことにより生じた当該荷物の滅失若しくは損傷又は当該荷物により生じた他の荷物の滅失、損傷若しくは遅延について、損害賠償の責任を負いません。

（責任の特別消滅事由）

第二十五条 荷物の一部の滅失又は損傷についての当店の責任は、荷物を引き渡した日から三月以内に通知を発しない限り消滅します。

- 2 前項の規定は、当社がその損害を知って荷物を引き渡した場合には、適用しません。
- 3 荷送人が第三者から委託を受けた荷物の運送を当社が行う場合において、当該荷物の運送に係る荷受人への荷物の引渡しの日から三月以内に、荷送人が、第一項の通知を受けたときは、荷送人に対する当店の責任に係る第一項の期間は、荷送人が当該通知を受けた日から二週間を経過する日まで延長されたものとみなします。

（損害賠償の額）

- 第二十六条 当店は、荷物の滅失又は損傷により直接生じた損害を賠償します。
- 2 当店は、遅延により生じた損害については、次の各号の規定により賠償します。
 - 一 見積書に記載した受取日時に荷物の受取をしなかったとき 受取遅延により直接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。
 - 二 見積書に記載した引渡日に荷物の引渡しをしなかったとき 引渡遅延により直接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。
 - 三 第一号及び第二号が同時に生じたとき 受取遅延及び引渡遅延により直接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。
 - 3 前項の規定にかかわらず、当店の故意又は重大な過失によって荷物の受取又は引渡しが遅延が生じたときは、当店はそれにより生じた損害を賠償します。

（除斥期間）

- 第二十七条 荷物の滅失、損傷又は遅延についての当店の責任は、荷物の引渡しがされた日（荷物の全部滅失の場合にあっては、その引渡しがされるべき日）から一年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅します。
- 2 前項の期間は、荷物の滅失等による損害が発生した後に限り、合意により延長することができます。
 - 3 荷送人が第三者から委託を受けた荷物の運送を当社が行う場合において、荷送人が第一項の期間内に損害を賠償し又は裁判上の請求をされたときは、荷送人に対する当店の責任に係る同項の期間は、荷送人が損害を賠償し又は裁判上の請求をされた日から三月を経過する日まで延長されたものとみなします。

（連絡運輸又は利用運送の際の責任）

第二十八条 当社が他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送を行う場合においても、運送上の責任は、この運送約款により当社が負います。

（荷送人又は荷受人等の賠償責任）

第二十九条 荷送人又は荷受人等は、自らの故意若しくは過失により、又は荷物の性質若しくは欠陥により当社に与えた損害について、損害賠償の責任を負わなければなりません。ただし、荷送人又は荷受人等が過失なくしてその性質若しくは欠陥を知らなかったとき、又は当社がこれを知っていたときは、この限りではありません。